

岩手県告示第398号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和5年岩手県告示第548号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和6年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手山地区、秋田駒ヶ岳地区及び栗駒山地区
- 2 実施した期間 令和5年10月6日から令和6年3月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 火山土地条件図データ作成